

ペアレントメンター支援事業仕様書

1 目 的

発達気になる子どもを育てた経験を活かして、他の保護者の良き相談相手となり、悩みの共感や助言等を行う「ペアレントメンター」を養成し、発達障がい児・者の保護者同士の交流や相談援助の活発化及び当事者による発達障がい児・者への養育支援を進め、発達障がい児・者の家族支援体制の構築を図る。

2 実施主体

県内で発達障がい児・者支援を担う団体等

3 事業実施地域

岩手県内とする。

4 実施期間

この事業の実施期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

5 委託事業の内容

(1) ペアレントメンター養成講座の開催

県内でのペアレントメンターの養成のための研修を行う。研修は2回開催し、1回目は発達障がいへの理解及び支援の関わり方等の講義、2回目はロールプレイを中心とした演習とする。また、研修を受講したペアレントメンターへのフォローアップなどを通じてネットワーク化を図り、家族支援体制の構築を進める。

なお、開催にあたっては、開催地以外の圏域の家族も受講できるように配慮すること。

(2) ペアレントメンター養成講座修了者名簿の作成

別添様式に準じて作成し提出すること。

(3) ペアレントメンター支援のマッチング

ペアレントメンターが発達障がい児・者の家族等の支援を円滑に実施できるよう、必要な連絡調整を行う。

(4) ペアレントメンターの活動支援

ペアレントメンターが円滑に活動できるよう、活動の内容及び活動に要する費用を把握し、必要に応じ費用を支弁する。なお、ペアレントメンターの活動を次のとおり想定するものである。

ア) 発達障がい児・者の家族等に対する相談。

イ) 発達障がい児・者の家族がペアレントメンター、専門家及び他の家族等と行う情報交換。

ウ) 発達障がい児・者の家族によるペアレントメンター、専門家及び他の家族等とのネットワークの構築。

エ) 発達障がい児・者の家族及びペアレントメンターによる、事業所等の見学。

(5) その他普及啓発等

ペアレントメンター養成講座の実施、ペアレントメンターによる相談活動、各機関等との会議等、様々な機会を通し、ペアレントメンターによる支援活動を広く周知し、より支援の輪を広げ、家族支援の充実を図る。

6 事業実施にあたっての留意事項

(1) 危機管理への対応について

自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じること。

- (2) 安全衛生管理について
本事業参加者の安全及び衛生管理には、十分に配慮すること。
- (3) 個人情報の管理について
本事業実施で得た個人情報は、岩手県個人情報保護条例等の規定により取り扱うこと。
- (4) 契約の変更について
仕様書に定める業務以外に必要な業務が生じた時は、協議により契約の変更が行われることがあること。
- (5) 経費の使途について
岩手県から支払われる業務委託料を本事業実施に伴い発生する業務に係る経費以外の費用に充当しないこと。
- (6) 本事業の経理簿の保存について
本事業の経理簿を明瞭に作成する（他事業の会計区分と分ける）とともに、支払に要した書類等について、事業完了後5年間保存すること。
- (7) 事業完了時等について
事業完了時又は本事業が実施できなくなったときは、別に契約書に定める様式により実績報告書を提出すること。

7 その他

- (1) 岩手県は、受託者が事業の実施に当たり6の各号に反した場合には、委託契約額の一部又は全部を返還させることができる。
- (2) 岩手県は、実績報告書受領後に、前金払により受託者に交付した委託費に残額が生じたとき、又は本事業により発生した収入があるときは、受託者に対し、その額を返還させるものとする。
- (3) 委託費の支給事由と同一の事由による各種助成金（国が実施するもの及び国が他の団体等に委託して実施するものを含む。）、奨励金等の公的な補助との併給はできないものとする。

(別添様式)

ペアレントメンター養成研修修了者名簿

	修了者氏名	修了者氏名 かな	居住地市 町村名	年齢	所属 (*)	備考
例	岩手太郎	いわてたろう	盛岡市	40 歳代	子育てボランティア〇〇の会	
1						
2						
3						
4						
5						

* 所属欄には、ペアレントメンターとしての活動性ある所属先があれば記入してください。